

日本関係マカオ史料にみる寛永十一年のパウロ・ドス・サントス事件

岡 美穂子

はじめに

一九九九年十二月を以ってマカオは四五〇年近くにわたるポルトガル人の居留地、植民地としての役割を終え、中華人民共和国の領土となった。現在は、澳門特別行政区として香港同様、北京の政局からは独立した都市行政がおこなわれている。しかしながら返還前と現在を比較すると、急激な勢いで、中国大陸の文化が旧来のポルトガル文化あるいはそのクレオール文化を塗り替えている。返還前の時点ですら、ポルトガル系住民の数は全体の人口の五％程度で、行政・文化面での統括的な支配をおこなっていたに過ぎない。香港と比較して「退廃的」とまで形容されるマカオであるが、この街が東アジアで最も活気溢れる港市であった時代がある。日本・中国大陸の仲介交易を基盤とした十六世紀後半から十七世紀前半までのことである。マカオはポルトガル人にとって東アジアでの唯一の交易拠点であると同時に、イエズス会にとっても宣教のための重要な基地であり続けた。このマカオの繁栄を支えたのが日本との関係であったと言っても過言ではない。そして、あまり知られていないことであるが、現在我々が「日本関係海外史料」として扱うところの南欧文書の多くが、このマカオに由来したものである。本稿では、日本関係マカオ史料の性質と保存状況についての説明をおこない、その史料

としての豊饒性を示すために、寛永年間の長崎で起きたひとつの事件についてこれらの史料のごく一部を用いながら考察していく。

一 日本関係マカオ史料

(一) イエズス会日本管区とマカオ

一五四九年八月、F・ザビエルによってキリスト教布教の始まった日本は、当初イエズス会の「インド管区」に含まれていた。管区とは単純に言えば、ある修道会のいくつかの修道院の連合組織で、一人の上長によつて統括される地域区分のことである。信徒数の拡大と「布教成功地」としての日本の知名度が高まるにつれ、一度目の来日視察を終えた巡察使A・ヴァリニャーノは一五八二年に日本と中国を「準管区」としてインドから独立させた。一六一一年には「日本管区」へと昇格し、初代日本管区長には、V・カルヴァーリョが就任した。慶長十八年(一六一四)の「伴天連追放之文」を含む一連の禁教政策により、カルヴァーリョをはじめ、宣教師の大部分とキリシタンたちが海外へと追放された。その後三年間日本では管区長代理のG・ロドリゲスが統括にあたり、一六一七年には再び管区長としてM・コウロスが任命されたが、潜伏下において組織的な布教活動をおこなうのは困難であり、東アジアのイエズス会の中心地は安全で十分な設備を備えたマカオへと移行していった。「日

本管区」の名称は一七七三年まで存続したが、実際の布教地に日本は含まれず、マカオやインドシナ半島を実質上の布教地としていた。

マカオでは一五六三年からイエズス会士の定住がはじまり、絶対権力の存在しない集合状態の中で、司教を頂点とする教会権力が政治内部に大きく浸透していた。マカオにおいてイエズス会の権力は絶大であり、その象徴として、現在でもその前壁がマカオ最大の観光名所として残る聖パウロ学院(コレジオ)が建築された。聖パウロ学院は、司祭養成機関としての機能のみならず、東洋におけるイエズス会の布教活動・経済・学術研究上の最大拠点であり続けた。⁽¹⁾ 聖パウロ学院とマカオ社会との相関性については別稿を参照されたい。⁽²⁾ この聖パウロ学院には、十六世紀以降のイエズス会の東洋布教活動に関する文書が大量に保管されていたが、一八三五年の火災により、ほとんどが焼失したと考えられてきた。しかしながらその一部が現在、マドリッドの三つの文書館に分散して保管されていることが、一九六〇年のイエズス会士J・F・シュツテ師の調査により判明した。⁽³⁾ 次節においてこの文書群を含め、日本関係マカオ史料の現状について考察したい。

(二) マカオの史料状況

日本関係のマカオ史料は二種類に大別しうる。一つ目は現在、民政總署大樓圖書館(旧市議會議事堂 *Leal Senado*)に所蔵されており、一九二九年～一九七九年にかけて *Arquivos de Macau* シリーズの中で翻刻されたマカオ議会の記録である(略称『市議会文書』)。筆者がこの翻刻本の中で確認した近世の日本関係文書は総数四七点であり、年代は一六三〇年～一六四五年に集中している(表一参照)。内容で見ると、一六三〇年代のものは日本との交易事情、とくに「投銀」による負債に関するものであり、一六四〇年代のものは交易再開の嘆願使節派遣に関する

ものが多い。

国内における本史料の紹介は同シリーズ一巻で最初に収載された日本関係史料である「一六八五年三月暴風に吹き流されて日本より支那の当諸島に來りし一艘の船の記事及び覺書」のみである。⁽⁴⁾ これは村上直次郎氏が一六八五年伊勢国神社村からマカオに漂着した漂流民送還に関する史料として翻訳を紹介している。史料編纂官として日本史研究における欧文史料の開拓第一人者であった村上氏は、最晩年にこの『市議会文書』の翻訳・紹介に着手したようであるが、残念ながら他の史料には未着手のままこの世を去った。

二つ目の分類としてイエズス会関係文書が挙げられる。「マカオ(イエズス会)古文書館の原文は、湿気と虫と、最後には火災のために、完全に絶滅してしまった」と言われてきた。イエズス会古文書館は日本管区の文書館とともに聖パウロ学院内にあったと考えられる。しかしながら前述したように、一部の原本は残存している。

これらの文書の写本は『マカオ司教区史 *Historia Ecclesiastica do Bispado de Macau*』、『日本司教区史 *Apparatos para a História Ecclesiastica do Bispado de Japão*』、『アジアのイエズス会士 *Jesuítas na Ásia*』に分かれてポルトガル国内の文書館に収蔵されており、研究者に多くの情報を与えている。この写本群の成立に関しては、シュツテ師の一連の業績があるので、ごく簡単に概略を示したい。ポルトガル国王ジョアン五世(一七〇六～一七五〇)の海外領土史編纂事業のもと、イエズス会士ジョゼ・モンターニャらがマカオへ派遣され、一七四二年から一七五〇年にかけて日本管区文書の写本が作成された。これらの写本は無事リスボンに到着し、紆余曲折の後、『アジアのイエズス会士』の中心を成している。原本は現在のところ見つかっておらず、一八三五年の火災で焼失したと考えられている。

表1 日本関係マカオ市議会文書

番号	日付	書記官	内容	元所蔵先	巻・頁
1	1630年6月4日	デイオゴ・レーゴ	日本航海準備のためにマニラへ派船すること	市議会文書館 I	①301-302
2	1630年6月12日	デイオゴ・レーゴ	マカオ総督(ジェロニモ・シルヴェイラ)が日本へ行けば、幕府は満足するであろうこと	市議会文書館 I	③55-56
3	1630年7月5日	デイオゴ・レーゴ	マカオ総督ジェロニモ・シルヴェイラの日本行きは現状回復に役立つこと	市議会文書館 I	③107-109
4	1631年6月7日	トリスタン・タザレリス	日本・マニラから投銀を受け取ってはならないこと	市議会文書館 II	①303-304
5	1632年6月5日	トリスタン・タザレリス	すでに日本人に負債のある者を日本航海に参加させないこと	市議会文書館 I	①367-368
6	1632年6月20日	トリスタン・タザレリス	すでに日本人に負債のある者を日本航海に参加させないこと	市議会文書館 II	①369-370
7	1632年6月25日	トリスタン・タザレリス	日本航海フェイトールのマニス・ロボに投銀を受け取ってくるよう市議会が命じる	市議会文書館 IV	③115-116
8	1632年6月30日	トリスタン・タザレリス	日本に借財のある者も日本航海に参加すべきこと	市議会文書館 III	①373-375
9	1632年7月7日	トリスタン・タザレリス	日本への荷籠みの関税を5%から7%に引き上げること	市議会文書館 V	③117-118
10	1632年11月11日	トリスタン・タザレリス	輸出入船すべてに関税をかけること	市議会文書館 III	③121
11	1633年4月11日	トリスタン・タザレリス	本年日本で受け取った投銀は28,300テール、うち20,000テールはロケルソン・リス・ゼーリヨが受け、残りはロボが受けたこと	市議会文書館 III	③123
12	1633年6月14日	トリスタン・タザレリス	借財を返済していかなければ、日本との取引は終焉するであろうこと	市議会文書館 IX	③125-127
13	1633年11月7日	トリスタン・タザレリス	今年マニラへの商業航海がないこと、それによりポルトガル人によってマニラへ投資された日本人の銀は返済されないこと	市議会文書館 VII	②229-230
14	1634年1月4日	トリスタン・タザレリス	日本へ送るフェイトールの資質について	市議会文書館 XI	③131-132
15	1635年12月19日	ガスバル・コエーリヨ	バルタザール・バスコンセロスの対日本人の負債について	市議会文書館 IV	②17-18
16	1636年1月8日	ガスバル・コエーリヨ	日本で投銀を受け取ったものを処罰すること	市議会文書館 V	②19-20
17	1636年7月23日	ガスバル・コエーリヨ	日本航海とその人員、投銀など	市議会文書館 VI	②21-23
18	1636年11月10日	ガスバル・コエーリヨ	日本との取引について	市議会文書館 III	②237-241
19	1636年11月13日	ガスバル・コエーリヨ	日本で投銀受け取りを禁じること、違反したものには処罰を与えること	市議会文書館 IX	②243-245
20	1636年11月13日	ガスバル・コエーリヨ	フランス・カルヴァーリヨは2万テールを3年契約で1637年までに返済する契約を結び、本年14万	市議会文書館 XII	③143
21	1638年8月19日	シラン・ザナス・ババザ	テールを返済しようとしたが日本人は受け取らなかったこと	市議会文書館 X I X	③147-148
22	1638年11月13日	シラン・ザナス・ババザ	イエスス会士シリアーナが日本の渡航を企てること。市議会は断固反対。	市議会文書館 X X	③149-151
23	1638年12月22日	シラン・ザナス・ババザ	危険を企てるシリアーナをインドへ追放すること	市議会文書館 III	②65
24	1638年月日不詳	シラン・ザナス・ババザ	フェイトールのフェルナンデス・カルヴァーリヨが投銀を受け取ったこと	市議会文書館 IV	②65
25	1639年1月12日	シラン・ザナス・ババザ	日本人は中国人やオランダ人との取引に比重を移しつつあり、現地でのポルトガル人の扱いからみても	市議会文書館 I	①235-237
26	1639年7月23日	シラン・ザナス・ババザ	取引存続は無理であること	市議会文書館 V	②67
27	1639年11月1日	シラン・ザナス・ババザ	将軍への贈物 (meanges) について	市議会文書館 VI	②69
28	1639年11月13日	シラン・ザナス・ババザ	昨年日本航海に参加した者を今年は参加させないこと	市議会文書館 VII	②123
29	1639年12月20日	シラン・ザナス・ババザ	日本人に借財のある者は6日間以内に返済の準備をすること	市議会文書館 VII	②125
30	1639年12月30日	シラン・ザナス・ババザ	日本人に借財のある者は6日間以内に返済の準備をすること	市議会文書館 III	①241-242
			投銀について	市議会文書館 IV	①243
			日本との取引が終焉したことをマニラへ知らせるため2隻の船を送ること	市議会文書館 IV	①243

31	1640年1月4日	シマン・ザマス・バイザ	日本人への返済銀はイエズス会の修道院にいったん保管されること	市議会文書館Ⅲ	②127
32	1640年3月13日	シマン・ザマス・バイザ	日本に交易復活を願う嘆願書を送る計画について	市議会文書館Ⅴ	①245-246
33	1640年3月13日	シマン・ザマス・バイザ	日本人への返済の半額を国庫から支出すること	市議会文書館Ⅳ	②129-130
34	1640年5月18日	シマン・ザマス・バイザ	日本へ送る使節が持参する返済銀について	市議会文書館Ⅸ	②131-132
35	1640年5月18日	シマン・ザマス・バイザ	日本へ送る使節人員選挙について	市議会文書館Ⅵ	①247-248
36	1640年6月19日	シマン・ザマス・バイザ	日本使節が遂行すべきことについて	市議会文書館Ⅳ	①249
37	1640年9月20日	ドミンゴス・デ・アラシ	マカオから使節を日本へ派遣したので、改めてインド副王使節は必要ないこと *同年8月3日に使節処刑、情報は未到着か?	市議会文書館Ⅳ	②175-176
38	1640年10月24日	ジャコメ・ペレイラ	処刑された日本使節の遺族に年金が支払われること	市議会文書館Ⅴ	②177
39	1640年11月12日	ジャコメ・ペレイラ	日本使節が持参する銀を捻出するためにマカオ市に租等を貸した者に返済すること	市議会文書館Ⅹ	②247-248
40	1641年2月27日	ジャコメ・ペレイラ	処刑された大使の一人ペレイラの未亡人に月10テールの年金を給付すること	市議会文書館Ⅵ	②179
41	1644年7月12日	ラフテエル・モラーレス	セミナリオにある日本向け荷物を唐船で送るかどつかの協議について	市議会文書館Ⅳ	②297-298
42	1645年6月3日	ラフテエル・モラーレス	日本へ国王使節が送られること	市議会文書館Ⅲ	③5-6
43	1645年6月6日	ラフテエル・モラーレス	日本へ国王使節が送られることについての議事録	市議会文書館Ⅳ	③7-9
44	1645年6月9日	ラフテエル・モラーレス	過去の経緯を鑑みて日本へは使節を送らないほうがよいとの意見があること	市議会文書館Ⅴ	③11-14
45	1645年7月19日	ラフテエル・モラーレス	日本へ使節を派遣するのは適当でないこと	市議会文書館Ⅵ	③15-16
46	1646年7月27日	ラフテエル・モラーレス	諸事情により日本へ使節を送ることに反対	市議会文書館ⅩⅤ	③169-170
47	1685年3月10日	ラフアンスコ・ラフアゴゾ	伊勢からの漂流民送還に関する記録および報告書 *村上直次郎翻訳あり	市議会文書館 Azevedo Gomes	①177-234

一七五一年から一七六〇年にかけて再びマカオの日本管区文書の写本が作成された。折しもポルトガル本国ではジョゼ一世の宰相S・J・カルヴァーリョ・エ・メロ(後のポンバル公爵)のもと政治改革がおこなわれ、前王ジョアン五世のもとで権力を増大させた大貴族やイエズス会が肅清の対象となった。一七五八年〜一七五九年、ポルトガル及びその海外領土からのイエズス会追放令が出され、マカオでの写本作成事業は中断されてしまった。一七六一年、この写本事業の責任者であったJ・アルヴァレスは筆写中の原本・写本を四箱に詰めて、一時的な避難先としてマニラの聖イルデフォンソ学院へ送った。一七六七年にスペインでもイエズス会追放令が下されて厳しい弾圧が始まり、一七七三年に四箱の文書は没収されてマドリッドへと送られた。写本がリスボンへ回送された経緯は不明であるが、事業の前半で作成された写本と同じく現在は

『アジアのイエズス会士』⁽⁸⁾の一部となっている。一九六〇年のシュッテ師の調査の結果、この四箱に納められた原本の一部がマドリッドの三つの文書館に収蔵されていることが判明した。

この調査により、マカオの日本管区文書の原本が現存することが証明されたが、シュッテ師は『アジアのイエズス会』写本とこれらマドリッドの原本の詳細な対照については示していない。

筆者はマドリッド王立史学士院図書館の九一七三三九番の箱(Legajo)がアジュダ図書館の『アジアのイエズス会士』四九一Ⅴ一十一に含まれる写本の原本であることを両図書館の調査によって確認した。九一七三三九番の三八一葉には「四五番、第十一箱、第十一巻に複写、一六一八年〜一六五九年」とのスペイン語でのメモ書きが記されている。「十一」という数字に着目するならば、『アジアのイエズス会士』との対応が連

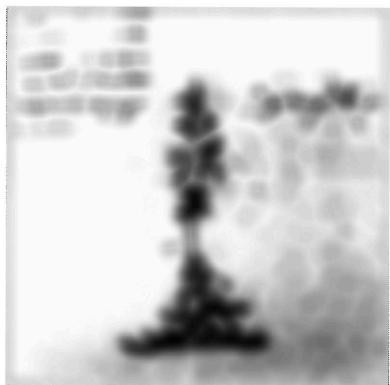
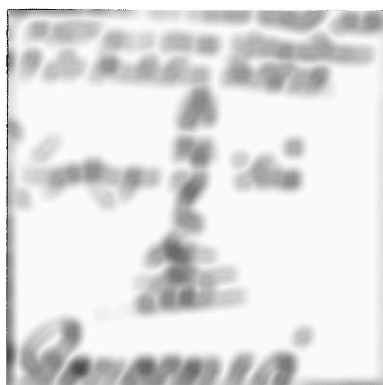


図1 BRAH 原本



アジアのイエズス会士写本

想される。つまりこの原本に記されたメモ書きが『アジアのイエズス会士』中の写本番号を示しているのではないかと考え得る。しかしながらこのメモ書きがいつ、誰によって記されたかは不明であり、『アジアのイエズス会士』の成立についても未だ説明されていない部分が多いため、ここで断定はできない。今後の原本・写本の対照作業によって、より確かな証拠を得たいと考える。

さて、この原本と写本の対応関係に気付くに至るには、二通の書翰に

記された署名が示標となった。

長崎代官末次平蔵の署名である(図1)。作成された書翰の年代(一六三四年・一六三五年)から、二代目平蔵茂貞と比定される。筆者はこの二通の末次平蔵のマカオ政庁宛書翰を用いて、かつて二代目末次平蔵の貿易経営について別稿を執筆した⁽⁹⁾。執筆当時の一九九九年頃、原本の

王立史学士院九一七二三九番箱の文書は修復中であり、写本であるアジュダ本にのみ目を通さざるを得なかった。二〇〇三年になってようやく原本を目にする機会に恵まれ、このとき初めて、二通の末次平蔵書翰は、『パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類』⁽¹¹⁾中の一りで

あると判明した。『アジアのイエズス会士』写本は前後多くの部分が同一人物によって筆写され、各史料のタイトル以外は項目ごとの区別も特に記されない。時代も内容も全く異なる史料が同一紙に連続して写されるのが常である。それゆえ、ある特殊な一件に関してまとまった形で史料があるとしても、容易にそれとは気付かない。

原本の「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」は裏表葉合せて一〇〇枚を超えるもので、前後の項目と対照してみると、その含量は圧倒的である(表二参照)。末次平蔵はマカオに対して好意的な人物として南欧史料にその名は散見されるものの、平蔵自身による書翰で現在確認されているのはこの二点のみである。つまりこの「パウロ・ドス・サントス」なる人物が起こした事件というのは、当時の日本マカオ間の関係を即座に破綻させるに足るほどの、長崎代官が直接にマカオ政庁に進言せねばならないような重大事件であったと考えられる。次章では具体的にこれらの史料を用いて、この事件の全容を明らかにしていく。

二 パウロ・ドス・サントス事件

(一) 事件の概要

意外にもこの事件そのものに対する先行研究は僅少で、よって寛永年間の徳川幕府の対外政策についての研究の中でも、ほとんど触れられてこなかった。高瀬弘一郎氏はマカオのセミナリオ設立の背景として、このパードレ・パウロ・ドス・サントスの遺産一万二〇〇〇タエルの寄附がその基盤となったことを『アジアのイエズス会士』写本史料を用いて明らかにしている⁽¹²⁾。その過程で寛永十一年の事件について触れ、パードレ・サントスが日本に潜伏して布教活動にあたる邦人司祭の養成に経済的援助をおこなう人物であったために、幕府は彼に対する警戒心を

表2 パウロ・ボス・サントス神父に関する一件書類

日付	発着地	発着者	宛先	内容	フオリオ	JA対応	備考
1 1636年	ワカオ	代表：総督マヌエル・ノロニニヤ		ワカオ政庁のサントス神父の処遇決裁書	381～382v.	577～579v.	
2 1635年4月16日	ワカオ	フランシスコ・デ・セーナ	コチン司教ミゲル・ラソグレル	サントス神父がコチンチナに配流されることを報告	383～384v.	580～580v.	
3 1636年1月14日	ワカオ	シマン・ダマス・バダグア		サントス神父の処遇に対する決裁書	385～389	580v.～584	
4 1636年1月12日	ワカオ	フランシスコ・モンテイロ		1635年の状況報告(サントス神父の事件に関して)	391	584～585	証明書
5 1636年	ワカオ	総督マヌエル・ノロニニヤ	インド副王あらいは国王	1634年に日本行き船団に乗船し、サントス事件に因らった者41人の調査	393～403v.	585～586	
6 1636年1月18日	ワカオ	ドン・ゴンサロ・ダ・シルヴェイラ	インド副王あらいは国王	1635年の日本航海で自分カビタンであったことと、ケレゴリオ・デ・モライスとともに平蔵の屋敷へ行き、密談したこと	404	585v.～586	
7 1636年	ワカオ	ゴンサロ・フェレイラ等シナ管区神父複数		シナ管区神父らによるサントス神父左遷先決裁議案。最後にサントス神父の承諾文	404v.～407v.	586～599v.	
8 1635年10月25日	長崎	末次平藏	ワカオ政庁	サントス神父をコチンチナではなく、より遠いサントス神父追放の理由について	409～409v.	599v/601v.	投獄記述あり
9 1635年12月13日	ワカオ	ペドロ・デ・メジア神父		サントス神父追放の理由について	410～411v.	602～603	末尾にサントス神父の証ひ言と署名
10 1635年1月17日	ワカオ	ガスバル・フオンセツカ	インド管区長	サントス神父事件の報告およびインドでの受け入れ願	413～414	603v.～605	事件の経緯について詳しく記す。ホルトカル人に対して「捷」伝達の経緯も詳細
11 1635年1月23日	ワカオ	フランシスコ・デ・セーナ		サントス神父をコチンチナもしくはラツカカ司教区に追放する承認	414v.	605～606	
12 1635年	ワカオ	ルイス・セラオン		11番の承認の公正証書	414v.～415	606v.～607	
13 1635年1月19日	ワカオ	マヌエル・デ・ソニア神父(日本司教区書記官)		証言書	417	606～606v.	1632年に日本の船が1隻来航し、それに投資したものは財産罰500テールを課すと定めた
14 1635年1月20日	ワカオ	総督マヌエル・ノロニニヤ		証言書	419	607	1632年に日本の船が1隻来航し、バエス博士はそれに投資したものは投資額の2倍の罰金を課すと定めた
15 1635年1月18日	ワカオ	ジョアン・ヌネス等5人		日本から帰国した船員たちの証言	421	607v.～608	日本で幕府の役人から伝達された faixaque (拵)について
16 不詳(同上?)	ワカオ	ジョアン・ヌネス等8人		日本から帰国した船員たちの証言	423	608～609	サントス神父事件について長崎で受けた取調べについて
17 1635年1月10日	ワカオ	ガスバル・フオンセツカ(王室厩舎管理官)	ルイス・セラオン(ワカオ政庁書記長)		425～v.	609～610	
18 1635年1月7日	ワカオ	オリベイラ・アラニヤ		1634年のカビタン・カルザリーヨの調査	427	610v.～611	
19 1635年1月18日	ワカオ	書記官ルイス・セラオン		証言書	429～432	611～615	クリストヴァン・フェレイラについて
20 1634年11月7日	長崎	末次平藏	ワカオ政庁	サントス事件に関する調査一式	433, 437, 434～v.	615v.～616	
21 1634年1月9日	長崎	ルイス・タヴァレス	ワカオ政庁	サントス事件ほか日本情報	435～436	617～619v.	
22 1634年1月19日	ワカオ	ガスバル・フオンセツカ		証明	437～438	622～624	14番～23番の証言等を参照した結論：サントス神父の過ちにより交易終焉の危険にあるため、サントス神父の追放は免れない。末尾にパウロ・ボス・サントスの署名あり
23 17世紀	ワカオ			ワカオのセミナリオの由来と会計報告	439～441	558v.～563	サントス神父の遺産1万2000テールがセミナリオ創設に使用されたことを記す

高めていた可能性を論じている。⁽¹³⁾ C・R・ボクサー氏も同事件に着目しており、サントスが貿易をおこなっていたのは、マカオにおいて邦人司祭を養育・養成するためであったと述べている。⁽¹⁴⁾ しかしながら本稿では、この事件は「幕府の警戒心を煽る」程度のもではなく、より重大で、その後の幕府の対外政策に影響を与えるものであったことを検討してみたい。

パウロ・ドス・サントスという邦人司祭についての記述は、日本側の史料には一切見ることができない。ただし、「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」の中で、日本人からは「シヨウアン・パウロ Kovao Paulo」と呼ばれている。生年・出身地は全く不明であるが、一六〇一年に長崎のコレジオに入学し、一六〇六年に司祭に叙階され、一六二二年に長崎の洗礼者ヨハネ教会 [Igreja do São João Baptista] の主任司祭に任命されている。⁽¹⁵⁾ 一六一四年に宣教師やキリシタン信徒等が国外追放となった際、教区司祭(特定の修道会に所属せず、司教区に属して司教の管下にあつて司牧にあたる司祭)であつたが、イエズス会士とともにマカオへ渡つた。⁽¹⁶⁾

一六三四年に事件は起きた。九月に長崎へ入港したマカオのポルトガル船から、パードレ・サントスの二人の日本人宛書状が発見された。この書状の持参者は、ルイス・ゴウヴェア・ボテリーヨという商人で、直ちに捕えられて大村の牢に移管されたのち、一六三五年十月に焼身刑に処せられた。オランダ商館長の記録には次のようにある。

①(・・・)到着していたガリオット船は(中略)、一七〇人の乗組員を乗せて到着したと言われるが、彼等が到着すると彼等のケースや箱は総べて開梱され、しかも若干の反物は崩され、広げられた上、マカオのパードレたちの手紙が見つからないかどうかを検査された。その種のものが到着した商人たちのひとりのもとで発見された。し

かも、彼等の宗教に関するものではなく、ただ、送られた品物から得られた金子若干につき長崎の二人の市民にあてて書かれたものに過ぎなかったのに、そのため同じ長崎の市民たちと、ポルトガル人とはオムブラ(大村)で拘留され、今なお獄中に坐している(・・・) ②(・・・)すなわち、彼等の荷物のなかにマカオから送られた或る手紙が見つかり、そしてその廉でオンブラで牢獄につながれているポルトガル人は、宮廷へ呼出され、そして執政官フェゾ(末次平蔵)と同時に到着するのが連日待たれている由(・・・)

③(・・・)今月八日に一三人の人々が処刑のために(宿舎の)戸口の前を通つて送られて行つた。その中には昨年一通の手紙を齎した廉で牢獄内に捕われていたポルトガル人一人がおり、彼とともに、手紙がそこへ来た人物(とその妻)、及び女二人男三人から成る五人のローマ教徒たちとともに火刑に処せられた。そして残りの二人の日本人と、(シナ沿岸の海賊)アウフステインの息子を含む三人のシナ人とは磔刑に処せられた。(・・・)

①は一六三四年十一月十二日、②は一六三五年三月十三日、③は一六三五年十月十二日・十三日の条にそれぞれ記されたものである。この事件に関わるオランダ側の記述として確認できるのは右記三ヶ所である。

①の記述からは、オランダ人にはボテリーヨの罪がさほど重くないと認識されていると考えられ、②からはボテリーヨが末次平蔵とともに吟味のため宮廷(江戸)へ赴いたこと、③では事件発生からおよそ一年後のボテリーヨの処刑の様子が分かる。一六三五年八月にはマカオからの船団が到着していたので、来航したポルトガル人たちはボテリーヨの処刑に立ち会つたかもしれないが、ポルトガル人による処刑の見聞についての記録は残されていない。平蔵が江戸より長崎に帰還したのは、九月初旬のことである。その直後一〇月に執行されたボテリーヨの処刑は、幕

府の決定が直ちに実行されたことを示す。

ポテリヨの罪は禁制のパードレからの書状を運んできたということであったが、事件の背景はかなり複雑に入り組んだものである。まずは、パードレ・サントスの二通の書状のポルトガル語訳から検討する。原文は日本語であったがすでに無く、ポルトガル語訳は「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」にその他の史料と共に含まれている。本稿で紹介する史料は特記しない限り、この一件書類に含まれるものである。

①(・・・) 昨年一〇月に貴殿からの書状と、二〇テール七マズニコンドリン分の帷子 [cabairas]、扇子 [abanos]、視箱 [sujurebacos] の注文を受け取りました。(中略) 貴殿に関しては、ここであのジャンク船に三ピコと五〇カテのトンキン生糸と広東の緞子 [damascos] 一〇〇(片) を託しました。一〇月の船で人々が話していたことには、それらはすでに売却されたと聞きました。しかしながら、貴殿は非常に忙しいのでしょうか、まだ銀を送ってきていません。理由もあることでしょうし、私は次の季節風を待つことにいたします。(中略) 馬の尾 [o rabo de cavahlo] について貴殿が私に送った債務証文によって、私は蒼白になりました。貴殿にはなんとしても私に余剰を返還するよう求めます。半分の量でもカピタンの船に乗せることを指示します。もしそれが実行されないならば、私の手持ちでより高品質の一三〇〇―一三〇〇テール分の生糸と緞子 [damascos] を仕入れます。貴殿が理解しなければならぬのは、これによつて儲けることができれば、それをマニラか日本への船に投資し [dar a responder]、それにより三年後に貴殿は四割から五割の儲けを得ることができるといふことです。ただ貴殿の掌中にあるカネ [dinheiro] が非常に重要な役割を果たすのです。

これに関して私は、貴殿に伝えてもらうよう、加賀屋カサイエモン Cagaya Casayamon (ママ) というカンボジアからやってきた日本人に相談いたしました。彼は貴殿にすでに知らせていることでしょうか(・・・)

②(・・・) (シヤムへ赴く途中の) ジヤンクで私は加賀屋七兵衛 Cagaia Xichioye に三ピコのトンキン生糸と広東で染めた一〇〇(片) の緞子 [damascos] と若干の土産の品を日本で貴殿に売るようと渡しました。それらの資財については、生糸は二八〇テール(一ピコあたり) で、緞子 [damascos] は一片あたり四テールで売れたとの情報が届きました。現在のところ、彼は私にその利益を送ってきていません。(中略) 今年、私はルイス・ピントとジェロニモ・ルイスにその加賀屋七兵衛が渡すものをこちらへ運ぶよう依頼しました。もし七兵衛が私が要求したものを渡さないならば、貴殿に加賀屋サエモン Cagaia Sayemon と共に(解読不能) へ行き、私の要求を実行していただきたいのです(・・・)

右記①・②はそれぞれ和暦で(寛永十一年)、七月十二日付けの加賀屋七兵衛 Cagaia Xichioye 宛て、同七月十三日付けナカヤ又右衛門 Nacaya Mataemonen 宛ての書状である。これらの書状の内容からは、この事件の背景として以下の事実が判明する。

(イ) 一六三二年マカオに到着したジャンク船に、加賀屋七兵衛が乗船していた。

(ロ) サントスはマカオ政庁の禁令に反し、生糸と緞子を預けた。サントスはこの利益をさらに日本或いはマニラとの交易に「投銀」しようと考えていた。

(ハ) 七兵衛は翌年、利益を送つてこなかった。

(ニ) サントスは加賀屋七兵衛の親戚と思われる日本人商人加賀屋サ

エモンがカンボジヤからマカオに寄航した際に、利益返還を伝えるよう依頼した。

(ホ) その徴収を一六三四年に日本へ行くジェロニモ・ルイスに依頼した。

(ハ) 不安があつたので、その徴収の補助を旧知のナカヤ又右衛門にも依頼した。

(イ) に示される一六三二年にマカオに来航したジャンク船に関しては、次の史料がある。

(・・・) 我々全員は、一六三四年のカピタンモール・サルメント・カルヴァーリヨの船団に参加いたしました。そして長崎の為政者たちに奉行所 [Xoja] へ呼ばれました。彼らはパードレ・パウロ・ドス・サントスが日本語で書き、マカオの住人ジェロニモ・ルイス・デ・ゴウヴェアが持参した、利益の返還を一人の日本人に求める書状についての質問をおこないました。その利益とは、一六三二年に長崎の執政官 [Governador] とジェロニモ・デ・マセードによって機装され、このまちへ日本からやってきた一隻のジャンク船でパードレ・サントスが送つたいくばくかの生糸と反物に関するものでした。(・・・)

この史料は日付記載なし(前後の史料から一六三五年一月十八日付けと推定される)の日本から帰還した船員たちの証言である。⁽²²⁾ここからは、ポテリヨとともにマカオから日本へ赴いた船員たちも長崎奉行所での取調べを受けたこと、サントス神父が商品を預けたのは大村牢に幽閉されていたポルトガル人マセードと長崎の執政官が機装した船であることがわかる。

(二) 長崎奉行竹中重義とポルトガル人

次の一六三五年一月七日付け、アントニオ・オリベイラ・エ・アラニーヤの証言は、この長崎の執政官とは誰を指すのかを決定する上で重要な内容となっている。

(・・・) その書状というのは、一六三二年に長崎の執政官 [governador] によって機装されてマカオに来航したジャンク船でパードレ・サントスが送つた若干の物品からの利益を取り戻すためのものでした。それゆえに長崎の執政官たちは、そのパードレの書状を送るといふ自惚れた行為に対して与えられる罰を、日本の政府とその役人たちが知りたいと望んでいるのだと理解しています。(・・・) 文脈から考えると、一六三二年の執政官に対して、現在の長崎の執政官たちは複雑な感情を持っていると考えられる。governador という単語は、当時の史料では「奉行」「代官」「町年寄」のいずれの訳語にも相当するので、単語そのものから人物を特定するのは困難であるが、一六三二年の船はジェロニモ・デ・マセードとの共同運航であることを考えると、マセードと親密な関係にあつたとされる寛永六年(一〇年(一六二九―一三三))の長崎奉行竹中重義であることは間違いないであろう。ボクサー氏は、この前年の寛永八年(一六三一)に竹中が幕府の朱印状無しにマニラへ派船したのはマセードの資金によるものと述べている。⁽²³⁾同船は年内に長崎に帰港したので、一六三二年の船とは別である。

前掲のサントス神父のナカヤ宛て書状からはこの船がシャムへ航海する途中にマカオへ寄つたことが明らかである。竹中は長崎奉行の地位を悪用した私貿易や唐船に対する私的賦課等を末次平蔵等長崎町人に訴えられ、寛永一〇年(一六三三)に罷免のち賜死した。⁽²⁶⁾ゆえに前記史料で一六三五年の執政官たちの「一六三二年の執政官」に対する感情が複雑であるのも納得がいく。竹中罷免の理由について、長崎奉行所のポルトガル語通詞であつたルイス・タヴァレスは一六三四年十一月九日付の

マカオ政庁宛て書翰で次のように述べている。⁽²⁷⁾

(・・・) かつての長崎奉行竹中采女殿、さらにその子息は先の三月、王(Rex)によって死を命ぜられました。数年にわたってこの地の奉行でありながら、公平におこなわねばならない多くの職務を怠ったため、ジェロニモ・デ・マセード・カルヴァーリヨの親しい友人であつたため、ほかの多くのことが彼に死を余儀なくさせたのです。彼らはその弟にまでもこの国の果てに追放を命じました。これにより貴政庁は、この国の政治やほかの物事が現在いかなる状態であるのかを認識していただけることでしょう。(・・・)

ここでは具体的に触れないまでも、長崎奉行という役職に絡む罪状に加え、マセードとの密接な関係が罷免・賜死の理由であるとされる。マセードは一六一九年から一六二〇年のカピタン・モールで、元和七年(一六二二)に宣教師渡航幫助の罪で大村牢に軟禁され、寛永九年(一六三二)に死亡するまでその地に留め置かれた。⁽³⁰⁾しかしながら竹中は罪人であるマセードから資金提供を受け、その見返りとしてマセードの自由を保証していたといわれる。⁽³¹⁾これは竹中とマカオのポルトガル人との関係を象徴するものであり、キリスト教弾圧は厳しくおこないつつ、経済的な理由からポルトガル人に対して柔軟な姿勢を見せていたものと考えられる。タヴァレスが語るように、このような竹中の画面的な対応は、マカオ商人にとって好都合であつたが、その罷免と死によって、今後のポルトガル人とその交易への対応が厳しくなることが予想された。

(三) 事件後のサントスに対するマカオ政庁の対応

タヴァレスのマカオ政庁宛て書翰に示されるように、時局はマカオにとって厳しいものとなりつつあり、サントス事件の処理についてもマカオ政庁は厳密な対応を余儀なくされた。そもそも竹中のジャンク船がマ

カオへ到着した際、マカオ政庁はその船への物資の積載を禁じたことが一六三六年一月二〇日付けのマカオ総督マヌエル・ダ・カマラ・デ・ノローニャの証言からわかる。⁽³²⁾

一六三二年に日本人のジャンク船がこのまちに來航し、港口(Oara)周辺に上陸した際、その船に投資を行わないよう指示が出されました。当時このまちにおり、王室国庫の財務担当であつた聴訴官(Ouidor Geral)のセバスチャン・ソアレス・パエス博士は、その投資をおこなつた者に厳罰をもつてあたると定めました。

つまり、このジャンク船への投資そのものが、すでに罪に値した。しかしながら前述のように、宗教権力が絶大であつたマカオにおいて、サントスの違法行為は黙認されたかのように思われる。一六三四年一〇月五日付けで、長崎奉行所でのポルトガル人船員たちの供述内容をポルトガル語で残した記録には次のようである。⁽³³⁾

(・・・) パードレ・シウアンについてですが、この修道士は宗教家でありながらも明らかに商売によって生活を賄っておりますが、神父であるという理由により、彼を悪く言うものは一人もお命じん。しかしながら偉大なる掟を破つた咎により、貴方様方がお命じになるとおり、インドへと追放するのがよいと思われます。(・・・)

この供述は、マカオの法ではサントスが裁かれなかつたことを示唆している。本章の冒頭で触れたが、高瀬氏やボクサー氏が指摘するように、サントスの貿易活動が日本人司祭養成のために不可欠のものであつたとすれば、それはマカオのキリスト教界の暗黙の了承のもとにあり、公的権力による制裁を許さないものであつたかもしれない。この件に関して問題は複雑であるので、別稿を準備したい。さて、この供述の中でポルトガル人たちはサントスをインドへと追放すると語っている。この表明を受けて、その場に同席した末次平蔵は一六三四年十一月一日付けの

マカオ政庁宛て書翰³⁴で、次のように述べている。

(・・・) 本年、この船によってパードレ・パウロ・シヨウアンのこのまちのふたりの日本人へ宛てた書状が運ばれてきました。それによりこの交易は失われる危険に晒されています。彼らが貴庁に伝えるとおり、その修復のために私は全力で働きました。(中略) 天「[oo]」はこの問題が平穩に終わり、パードレ・パウロがインドへと追放されることをお許しになるでしょう。(中略) 無知からとはいえ、この日本へパードレたちがやってきてはなりませんし、マカオに住むパードレたちが書状や注文を送ってもなりません。以後彼らは嚴重に処罰されるでしょうし、それはマカオの全面的な損失につながります。(・・・)

末次平蔵はこの事件がマカオに長崎間の交易崩壊につながることを指摘し、サントスをインドへ追放するようマカオ政庁に提言している。しかしながら、マカオ政庁はサントスの追放先を交趾シナ(ヴェトナム南部)と決定し、司教区総裁[Governador do bispado]フランシスコ・デ・セーナにそれを実行するよう命じたことが次の史料からわかる。

パードレ・パウロ・ドス・サントスが、一六三二年に長崎からこのまちへ来航した一隻のジャンク船に自らの資財を、日本司教区ですでに制定されていた禁令に反して投じたことに関して。我々はマラッカ司教区の交趾シナ地方へこのまちから最も早く出発する船に乗船すること、そしてそこから命令なく帰還した場合、二倍の罰が科せられることをパードレ・サントスに伝えました。(・・・)

これはマカオ政庁宛てにセーナがサントスの追放を承諾した旨を一月二十三日付で表明したものであるが、三ヵ月後にこの追放処置に関して驚くべき工作がなされたことが判明する。

パウロ・ドス・サントスは昨年、日本語で、彼の商品について記し

た何通かの書状を二人の日本人宛てに、一六二六年に日本で定められた法律(Lex regia)に違反して送りました。(マカオの執政官と市議会)はパードレ・サントスにこのまちから退去するよう命じ、その結果として、我々に、日本との交易を守るために、パードレ・パウロを交趾シナへと送るようにと命じました。そして我々は従順をもつてそれに従いました。しかしながらこれらの命令はあまりに残酷でありましたので、我々はパードレ・パウロに乗船する船もしくは日本への船団が発った後に何がしかの船で戻ってきてても良いという許可を与えました。

右記の一六三五年四月十六日付け、セーナの Cochon 司教宛て書翰³⁶には、セーナがサントスに追放命令と同時に帰還許可を与えていたことが記されている。「マカオから日本への船団が発った後」と指定しているのは、サントスがマカオに帰還したとの情報が日本へもたらされないよう配慮したもので、その危険が認識された上での用意周到ともいえる措置であった。寛永十二年(一六三五)に長崎へ入港したポルトガル人からサントスの交趾シナ追放を聞かされた末次平蔵は、一六三五年一〇月二十五日付けのマカオ政庁宛て書翰³⁷で追放先が交趾シナでは満足しない旨を述べている。

マカオ政庁はパードレ・パウロを日本船が行く交趾シナに置いたままにせず、マラッカへと彼を追放するように、為政者たちもそれを望んでいます。もし為政者たちが彼を追放した土地が交趾シナであることを知ったなら、マカオにとつて大きな損失となるでしょう。(・・・)

平蔵は再び、サントスの処遇如何がマカオに長崎交易の存続にとつて重要な問題であるとして、より遠方でマカオ帰還が容易ではないマラッカへと追放するよう命じている。結果としてサントスは再び交趾シナへ

と追放され、その地で生涯を閉じた。

(四) モンスーン文書にみえるサントス事件

マドリッド王立史学士院図書館の史料以外にも、このパウロ・ドス・サントス事件について詳細に語る史料がある。現在はリスボンのトルレド・トンボ文書館に所蔵される『モンスーン文書』である。『モンスーン文書』はポルトガル本国とゴアのインド副王政庁、あるいはその管轄下のポルトガル領インディアの諸地域の責任者との往復文書等で構成されている。⁽³⁸⁾十七世紀前半のマカオから送られる報告書には、かなりの割合で日本関係についての記事が含まれる。⁽³⁹⁾しかしながら、マカオからの報告書の数は、マカオの行政機構が整備される段階に比例しており、一六二三年に初代総督ドン・フランシスコ・マスカレーニャスが赴任する以前は、その記録は僅少である。本格的に日本関係の記事があらわれるのは一六三〇年代、すなわち、日本との交易がすでに存続の危機に晒されるようになってからのことである。一六三三年以降、危機に陥っている日本交易とマカオ経済を再建するため、総督に次ぐ財政面での責任者として「王室国庫管理官 Administrador da Fazenda Real」が任命され、日本・マニラ航海の管理にあたるようになる。⁽⁴⁰⁾一六三五年にこの職に就任したマヌエル・ラモスは、マカオで起きている諸問題について、多くの記録を残している。インド副王宛ての報告書は、その年起きた最も大きな出来事を中心に書かれる性質のものであるため、マカオ政庁にとってサントス事件は、非常に重要な出来事であったと認識されねばならない。

次の①一六三五年十二月十一日付けインド副王宛て書翰⁽⁴¹⁾と②一六三六年二月十一日付け同インド副王宛て書翰⁽⁴²⁾には、パウロ・ドス・サントス事件の概要と同時に、この事件によって日本⇨マカオの交易が失われる

危険性についての認識が語られている。

①(・・・)ロポ・サルメント・デ・カルヴァリーヨ⁽⁴³⁾を乗せて昨年日本へ向かったサン・アントニオ号の中に、この街の既婚者[caado]で商人のジェロニモ・ルイスという人間がおり、その男がパウロ・ドス・サントスという名の日本人司祭が他の日本人に宛てて、その人物が彼に負っていた幾ばくかの銀を取り戻すために書いた手紙を運び込みました。彼の幸運がいかなるものだったのか、その手紙は取り上げられ、王[rey]のもとに相談が送られました。そしてここに新たに伝えられた日本の掟[taixages]を犯したことにより、嚴重な罰を加えると言い渡されました。航海管理官として働いていたガスパル・ボルゲスは識者・法律家と相談した結果、司教区総裁にこの司祭を交趾シナに送るよう命じました。しかし彼は再びマカオに戻ってきました。それにより日本では(ジェロニモ)ルイス・ゴウヴェアを焼身刑に処すだろう、と多くの日本人や奉行所[Xoya]の通詞[jurabagasi]⁽⁴⁴⁾たちは語りました。かの平蔵はパードレ・パウロを日本人の行かないマラッカに追放するよう言いました。そうすれば彼は商売もできないし、手紙を書くこともできないであろうからです。そのパードレはまだこの地にいるので、日本への航海は準備されていますが、全て失われる恐れがあり、誰も何も船載したがりません。(・・・)

②(・・・)陛下にすでに送った他の書簡にも記しましたように、この土地にはパウロ・ドス・サントスという日本人の聖職者がおりました。聴訴官のバルトロメオ・ソアレス・パエスがこの地におりました時、司教によって定められ、国王・インド副王も承認し、マカオ総督によって発令された法律[excomunhoes]に反して、日本からマカオへやってきた一隻のジャンク船にそのパードレは自分

の資財を乗せました。ロポ・サルメントの最近の航海船団で、彼は自分の収益を日本から運ぶよう、その収益を預かる者に宛てた手紙を書き、この手紙はこの町の住民であるルイス・ゴウヴェアの手によって運ばれました。ルイス・ゴウヴェアは日本において掟(Ordinacao)に触れた咎で捕らえられました。また手紙の宛先であった人物、それに関与した者は全てキリシタンの容疑で捕らえられました。この状況下にさらにもう一人のパードレの問題も生じたので、パードレ・パウロがマカオにいる限り、日本人はポルトガル人商人たちを信用しないのです。これらのことは長崎の執政官[Governador] 平蔵殿が書き送ってきたところによります。マカオ市議會はこの点を鑑みて、彼に国外追放を命じましたが、司教区総裁(Governador do bispado)のパードレ・フランシスコ・デ・セーナは秘密裏に彼がマカオに戻ってくることを承認しました。この人物がとったその行動によって日本との交易は大変な危険に晒され、かの地のポルトガル人、その資本、船が失われる可能性があります。(中略) 今年かの日本人たちが制定した掟[Faixaque]と彼らからの忠告によれば、神父たちがマニラ経由でもフォルモーサ島経由でも日本へ赴いたなら、その罪はマカオに対して問われることは明白です。おそらく神はお許しにならないでしょうが、彼らは船、人間、資本など全てのを焼き尽くし、それら全てのもは失われ、交易権はオランダ人たちに渡され、彼らは我々にとってありとあらゆる不都合なことを行うでしょう。識者や日本との交易経験者により、まずと、かの王国のこのような状況下においては、見通しは過酷で、パードレも在俗司祭も決してかの地に赴くべきではありません。(・・・)

右記二点の書翰からは次のことが明らかである。

- (い) ラモスは「平蔵殿」からの忠告に従って、サントスを嚴重に処罰するべきとの方針を固めた。
 - (ろ) ラモスは事件の詳細を把握しており、事態は日本との交易を危険に晒すものと認識している。またセーナがおこなったサントス追放処理の裏工作に関しても認識している。
 - (は) マカオ政庁としては、宣教師の渡航を今後も自粛させるべきとの強い見解を示している。それに関連して日本交易がオランダ人の手へと委ねられることを警戒している。
 - (に) 法律という単語の訳語としてマカオでのそれを *excomunhao*、日本のものは *faixaque* あるいは *taxaque* として区別して使用している。
 - (い)・(ろ) から考えられるのは、ラモスが「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」に含まれる報告書類を参照してインド副王への新たな報告書を作成したということである。またラモスは今後宣教師問題が、日本との交易を巡ってのオランダ人との競争において不利となることを認識していた。『オランダ商館長日記』には、競争相手としてポルトガル人を強く意識している記述は多々見受けられるが、他方ポルトガル人が日本交易の利権を巡ってオランダ人をどのように認識していたのかを知る史料はこれまで多くは披露されていないため、興味深い記述であると考ええる。
- さて日本の掟[Faixaque]であるが、ボクサー氏が「日本の小船である艇を語源とする」として、マカオのポルトガル人に対して下された守るべき掟の類として著書のなかで取り扱ってはいるものの、具体的にその性質や、幕府の対外禁令のなかでの位置づけなどは議論されてこなかった。次章ではサントス事件の中での[Faixaque]という語の取り扱いを検討し、その問題点への足掛りとしたい。

三 「かれうた御仕置之奉書」再検討

(一) 掟 [faxaque] から「かれうた御仕置之奉書」への流れ
「パウロ・ドス・サントス神父一件書類」からは、寛永三年(一六二六)、水野河内守信よりポルトガル人にキリスト教関係の掟 [faxaque] が伝えられたことがわかる。⁽⁴⁶⁾ それはその年のカピタンモールであるルイス・パシエコやフェイトール⁽⁴⁷⁾のジョアン・ヴァス・ブレットが署名して受け取ったと記されることから、文書形式でポルトガル人に伝えられたと考えられる。長崎奉行所で取調べを受けたポルトガル人たちが、その内容を一六三五年(一月)にマカオで証言した記録に、この掟の内容が記されている。

* マカオの人間は、この地域にいる伴天連たちに書状や銀、補給品を送ってはならない。

* マカオ在住の伴天連は、日本にいる伴天連もしくはキリシタンに書状や補助金、交易品を送ってはならない。

右記の二条は、「マカオの人間」「マカオ在住の伴天連」という主語の違いと「伴天連たち」「伴天連もしくはキリシタン」という目的語の違いがあるが、書状や交易品、補給品を送る行為に対する禁止という点で、明らかにサントス事件に関連づけて言及されている。とくにサントスの事例は二条目の禁令に正確に該当する。次に掲げる史料は同年に出された掟 [faxaque] に関して、ほぼ同内容を伝えているが、若干の違いが見受けられる。

ルイス・バエス・パシエコがカピタン・モールであった年から現在にわたって制定されている日本の掟 (faxaque) とは、①日本人キリシタンたちの銀を扱わないこと、②かの地に隠れ居るパードレたちに書状を運ばないこと、③マカオのパードレたちが日本人に書状

を送らないこと、④神父たちの利益になるような取引を一切おこなわないことであります。以上が日本の為政者たちが定めましたこととで、何ら追加事項はありません。

右の史料は一六三五年一月一日付け、日本からの四十一人の帰還者たちの証言⁽⁴⁹⁾であるが、先に記した二条と②・③は合致する。しかし、①の「日本人キリシタンたちの銀」という語句と先の二条文一条目の「マカオの人間が伴天連たちに送る銀」とは一見一致しない。しかし、当時の日本でのキリスト教迫害下にあつて、キリシタンと明言する日本人がポルトガル船に投資する余裕があつたとは考えられず、この「日本人キリシタン」とは「マカオの人間」つまり、マカオ在住の日本人キリシタンの中の富裕な人物たちのことを指すと考えられる。聖職者以外に迫害でマカオへ渡つたキリシタンたちの素性を残す史料はごく僅か⁽⁵⁰⁾であるが、これらのキリシタンたちの中に、貿易に銀を投資するに足るほどの財力を持ち合わせたものがあつたと考えることは可能である。さらに④は、先ほど示した二条の後者において、なにゆえ伴天連たちに届けてはいけないもののなかに交易品が含まれているのかを説明している。つまり、伴天連が交易に関わるることによって、日本での秘かな布教活動を支えるための利益が生じることを恐れていたのである。

③の「隠れ居る (escondidos)」という表現であるが、この語句に着目すると、寛永十六年(一六三九)に出された「かれうた御仕置之奉書」との繋がりが見えてくる。山本博文氏は、いわゆる最後の(第五次)鎖国令と呼ばれてきた太田備中守資宗覚書、つまり「かれうた御仕置之奉書」は、寛永十年(一六三三)にかけて長崎奉行宛てに出された職務大綱と捉えうる下知状(いわゆる第一次(鎖国令)とは性質が異なり、島原の乱後の真剣な検討の結果発令されたものとして、それらが出される過程を検討して、両者の性格の違いを指摘している。⁽⁵¹⁾

一 日本國、被成御制禁候切支丹宗門之儀、乍存其趣弘彼宗之者、今ニ密々差渡之事

一 宗門之族、結徒黨企邪儀、則御誅罰之事

一 伴天連、同宗旨之者かくれ居所江、彼國よりつけ届物送りあたる事

右因茲自今以後、かれおた渡海之儀、被停止之畢

此上若差渡ニおゐては、破却其船併乗来者速可被處斬罪之旨、所被仰出也、仍執達如件

寛永十六年卯七月五日⁽⁵²⁾

寛永十年〜十三年の長崎奉行宛下知状が、「今後の方針」あるいは「現在の方針の確認」であるのに対して、右の「かれうた御仕置之奉書」は明らかに「すでに犯した罪状」の枚挙であるという単純な点でも大きな違いが認められる。だが「すでに犯した」と認識されるためには、その前提となる禁令が存在せねばならない。その禁令とはすなわち一六二六年に出された掟〔*faxaque*〕に他ならない。②の「隠れ居る⁵³ *condido*」という語句の一致状況から考えても、一六二六年にポルトガル人たちに下されていた掟〔*faxaque*〕の日本語文というのは、寛永十六年の「かれうた御仕置之奉書」の内容文とかなり対応する文面であったと考えられる。

二条目に掲げられる「島原の乱」がポルトガル船追放の原因として十分であったならば、前後の条目を敢えて掲げる必要はない。マカオ政庁やポルトガル人が「島原の乱」を経済的あるいは軍事的に援助したわけではなく、むしろ交易保全に全力を傾けていたマカオのポルトガル人にとつては、この乱の勃発は寝耳に水で迷惑千万のことであった⁽⁵³⁾。ゆえにこれのみをポルトガル船との交易停止の直接的理由とすることはできず、「掟への違反」が同様に掲げられたものと考えられる。つまり法制

史上の流れからいえば、寛永十年から十三年の長崎奉行宛下知状の類と寛永十六年の「かれうた御仕置之奉書」とは同流には位置せず、むしろこの奉書は一六二六年にポルトガル人たちに直接言い渡されていた「掟〔*faxaque*〕」に発するものであると捉えるべきである。この二つの流れは相互密接に絡み合っており、両者の相関性についてはさらに多くの要因を検討する必要があるが、「寛永鎖国」をめぐる対外禁令を研究する上で「かれうた御仕置之奉書」を一つの到達点と設定するならば、その始発点は寛永十年の長崎奉行宛下知状ではなく、寛永三年（一六二六）の「掟〔*faxaque*〕」であることは間違いない。

(二) 一条目の検討

一 日本國、被成御制禁候切支丹宗門之儀、乍存其趣弘彼宗之者、今ニ密々差渡之事

五野井隆史氏による一五四九年から一六四三年までの宣教師の渡航数を整理した表を参照すると、一六一四年の宣教師の国外追放後から一六三九年までのイエズス会宣教師（日本人含む）の日本渡航数は、一六一五年〜十九年に二四人、一六二〇年〜二二年に十人、一六二二年〜二九年は〇人、一六三〇年〜三二年に四人、一六三七年に一人と計上されている。とくに一六二二年〜二九年の間、イエズス会はひとりの宣教師の密入国にも成功していないということは、一六二一年がひとつの区切りであったこと示している。一六二〇年に宣教師渡航に関して大規模な発覚事件があり、その年のカピタン・モールであったジェロニモ・デ・マセードが一六三二年に死亡するまで大村牢に捕われたことは前章において述べた⁽⁵⁵⁾。この事件を受けて、マカオ政庁が商売のために日本へ行くポルトガル船に宣教師が乗船しないよう嚴重な注意を払いはじめたことが、イエズス会士の密入国中断の原因の一つであろう。一六三〇年になって、

密入国が復活した背景には、長崎奉行職の水野河内守守信から竹中采女正重義への交替によって、ポルトガル船に対する規制が緩慢になったことが一因ではないかと考えられるが、現段階では断定できない。

さて、ポルトガル船に対して宣教師日本潜入幫助の禁止が明文化されたのはいつのことであろうか。慶長一七年(一六一二)から一八年(一六一三)にかけて出された禁教令や「伴天連追放之文」⁽⁵⁷⁾は、キリスト教そのものの禁止とそれを広めようとする伴天連の追放を具体的に国内に示したもので、対外的な方向性はそこに示されていない。むしろ対外的な国内禁教の伝達とそれに纏わる処置の表明は「慶長一七年の家康の濃毘須般国王(ヌエバエスバニア副王)宛て書翰」⁽⁵⁸⁾に求めるべきであろう。しかしそこにも「吾国は神国」であるがゆえに、キリスト教は相容れない旨表明しながらも、交易に関する今後の方針については具体的に示されていない。

五野井氏は、「再入国・潜入に対する警戒はすでに一六一六年から強化された」との見解を同年のポルトガル船によるイエズス会・ドミニコ会・フランシスコ会の密入国未遂事件から示している。⁽⁵⁹⁾そして一六二六年二月二十四日付けのマテウス・デ・コウロスの書翰から、この年にはポルトガル船は乗船者名簿の提出が義務付けられていたことを明らかにしている。⁽⁶⁰⁾

ボクサー氏は一六二七年三月三十一日付けのジラン・ロドリゲスの書翰からの引用として、一六二六年ポルトガル船で宣教師を密入国させることが禁じられたと述べている。⁽⁶¹⁾筆者は該当書翰を確認したが、そのような記述を見つけることはできなかった。⁽⁶²⁾

一六二六年頃にポルトガル船乗船者の名簿提出が求められるようになったのは事実と思われるが、明文化された形、つまり潜伏する伴天連たちに物品や書状を運ぶこと同様に、「掟 [faxaque]」として「宣教師を

渡航させること」が禁じられていたならば、本章(二)で最初に掲げた史料二点にそのことが併記されて然るべきと考える。次の史料はすでに第二章において呈示したマヌエル・ラモスの一六三六年二月十一日付け同インド副王宛て書翰である。⁽⁶³⁾

(・・・) 今年かの日本人たちが制定した掟 [faxaques] と彼らからの忠告によれば、神父たちがマニラ經由でもフォルモーサ島經由でも日本へ赴いたなら、その罪はマカオに対して問われることは明白です。(・・・)

右記の情報に拠れば、「新しい掟 [faxaque]」としてこの事項が制定されポルトガル人に申し渡されたのは、「今年」つまり一六三五年のことである。

「かれうた御仕置之奉書」一条目には「今ニ密々差渡」とあるため、具体的には一六三六年から三七年にかけての五人の宣教師の琉球或いは薩摩への密入国のことを指すとも考えられる。五人のうち四人までがドミニコ会士であったが、右記の史料に示されるように「掟 [faxaque]」によりマニラからの入国者の場合でも、マカオに対して罪を問うことは明文化された。つまり一六三五年に制定された宣教師の密入国に関する「掟 [faxaque]」もまた、「かれうた御仕置之奉書」の前提となっていたと考えられる。

(三) クリストヴァン・フェレイラの書状発覚事件

サントス事件の他にも、「かれうた御仕置之奉書」三条目「伴天連、同宗旨之者かくれ居所江、彼國よりつけ届物送りあたふる事」の前提となる掟に違反する出来事があった。

遠藤周著作『沈黙』にも主要人物として登場するクリストヴァン・フェレイラは、一六〇九年に二九歳で司祭として来日した後、歴代管区長

の秘書として禁教下の日本で布教活動に従事したのち、寛永十年（一六三三）に長崎で捕えられ棄教した。⁽⁶⁵⁾「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」から、サントス事件の前年に、フェレイラが拿捕された際、ポルトガル船がパードレたちへの援助物資を運んできたことが明らかとなったとわかる。

(・・・) つねにこれらの掟を遵守することをポルトガル人たちは誓い、ポルトガル人たちがこの地域にいる伴天連を補助したり援助したりすることはなかったことを認める。しかしながら、昨年管区長クリストヴァン・フェレイラが捕えられた時、伴天連モザエモン・シスト宛ての彼の書状が発見された。そこに書かれていたことには、ガレオタ船で伴天連たちへの救援物資が運ばれてきたとある。

右の史料は先に本章の(一)で掲げた一六三五年に記された長崎奉行所での取調べ記録の続き部分である。⁽⁶⁶⁾ここからは、フェレイラが捕えられた際に保持していた、潜伏活動中の日本人司祭伊予茂左衛門シスト宛ての書状で、ガレオタ船で援助物資が運ばれてきたことを長崎奉行所は認識していたことがわかる。この件について奉行所で尋ねられたポルトガル人たちは次のように一六三四年一〇月五日の取調べで返答している。⁽⁶⁷⁾

(・・・) 管区長パードレ・クリストヴァン・フェレイラがキリシタンとパードレ・シストへ宛てた書簡を拝見しましたが、これについても弁解のしようがありません。それについて厳しく本船の間人を調査いたしました。その年に日本へ来航した人間はおりました。すでに三年前のことですし、その年のカピタン・モールもフェイトールも本年はやってきておりません。それゆえ本年はそれについての弁解を申し上げることはできません。ゆえにマカオへ帰りましてから、日本に隠れ居るパードレたちに援助を与えた者たちについて厳しく調査をいたします。(・・・)

サントス事件のために長崎奉行所に連行されたポルトガル人たちは、前年のフェレイラ所持の書状に記載された内容についても尋問を受けた。ここでは物資を運んできたのは「三年前」つまり一六三一年のガレオタ船であることがわかる。

サントス事件の場合、「パードレへの書状の運搬」というまさに「掟 [Taxaque]」に違反した現行犯であったが、その前年にフェレイラ的一件が布石となって、同様の行為の摘発に対して奉行所が積極的な姿勢を示した成果としての発覚であったともいえよう。

おわりに

以上、マドリッドの王立史学士院図書館の日本関係マカオ史料の原文から判明する寛永十一年のパウロ・ドス・サントス事件とその事件の周辺にある禁教や貿易をめぐる諸事情について考察をおこなった。

第一章では、日本関係マカオ史料の歴史と現状を明らかにし、日本史研究上の史料としての有益性を呈示した。また「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」に関してマドリッド王立史学士院図書館の原本と『アジアのイエズス会士』中の写本の対照作業をおこない、原本と写本の相互関係を探る上での今後の布石とした。

第二章では、実際に「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」中の史料を用いて、事件内容やこの事件をめぐる長崎奉行所とマカオ政庁の動きを考察した。そこからは、前任長崎奉行竹中重義がこの事件に絡んでいた経緯やマカオ社会の特殊な事情によりサントスの処罰をめぐって複雑な動きがあったことを明らかにした。

第三章では、「パウロ・ドス・サントス神父に関する一件書類」に含まれる寛永十一年一〇月の長崎奉行所でのポルトガル人たちの取調べ記録を主に用いて、寛永三年に彼らに下されていた掟 [Taxaque] の性質

を考察した。そしてこれらの掟〔Faxaque〕が、最後の「鎖国令」と呼ばれる「かれうた御仕置之奉書」に表される三ヶ条の罪状と一致するところが明らかとなった。これにより「寛永鎖国」の法制史研究上の重要点として「寛永三年の掟」を認識すべきことを提起した。

本稿では史料を用いての考察よりも、史料の紹介に終始した箇所が多々あり、内省すべきところである。しかしながら筆者には常々、外国語史料に拠る情報は、「特殊な史料」を扱う研究者の間のみで論じられるべきものではなく、翻訳して紹介する以上、同時代の研究者の間で共有しうる問題意識へと繋げていきたいという思いがある。サントス事件はこれほど豊富な情報が南欧語史料に含まれながらも、日本史研究上見過ごされてきた例の一部に過ぎない。事件そのものに限らず、史料にあらわれる細部の情報を含めれば、日本史研究に提供できるものは無限にある。その意味で史料・事実紹介が主となったことに諸人の理解を願いたいと思う。

【注】

- (1) COUCEIRO, Gonçalo, *A Igreja de S. Paulo*, Livros Horizonte, 1997.
- (2) 岡美穂子「キリシタン時代のマカオにおける聖パウロ・コレジオの役割—モンソン文書・マカオコレジオ年次報告から—」『キリスト教史学』第五六集、一〇七—一二七頁、二〇〇一年。
- (3) SCUTTE, Josef Franz, ① “Descoberta de Originais do Arquivo de Macau, Base da Coleção Jesuítas na Ásia”, *Broletéria* 72-1, pp.88-90, 1961, ② *ibid*, “Vicissitudes do Arquivo do Japão Enviado de Macau para Manila no Ano de 1761”, *Broletéria* 74-2, pp.187-193, 1962, ③ *ibid*, 「マカオにあったイエズス会士の東洋古文書の再発見について」『キリシタン文化研究会会報』第四年第四号、一—二頁、一九六一、④ *ibid*, *El Archivo vivo del Japón*, Real Academia de la Historia, 1964.

- (4) Imprensa Nacional, Macau 発行。第一期は三卷（一九二九—一九三二）、第二期は一卷（一九四二）、第三期は三卷（一九六四—一九七九）で構成されている。市議会文書館の日本関係文書の収載は、第一期—二期のみ。

- (5) 『キリシタン研究』第十三輯、三六三—四一五頁、吉川弘文館、一九七〇年。

- (6) SCUTTE, op.cit. ③.

- (7) 注(3) 参照。SCUTTE, J.F., 松田毅一訳「ジョゼフ・モンターニヤ師の「アパラトス」、並びに、王立ポルトガル史学士院の発議によるイエズス会極東文書館写本」『キリシタン研究』第九輯、二七四—三三六頁、吉川弘文館、一九六四年。

- (8) このうち日本関係のものは、東京大学史料編纂所にマイクロフィルムおよび紙焼本がある。Historical Documents Relating to Japan in Foreign Countries: An Inventory of Microfilm Acquisitions in the Library of the Historiographical Institute, The University of Tokyo, Vol.XII, 1969.

- (9) Biblioteca de la Real Academia de la Historia (ブラ BRAH), Legajo-7239(2), 409-409v, 433,437,434-434v, Biblioteca da Ajuda, Jesuítas na Ásia 49-V-11, 599v-601v, 615v-616.

- (10) OKA, Mhioko, “A Great Merchant in Nagasaki in 17th Century Suetstugu Heizō and the System of Responsência”, July 2001, *Bulletin of Portuguese/Japanese Studies Vol.2*, Centro de História Além-Mar, Lisbon, pp. 37-56. 「近世初期の投資貿易に関する一考察—二代目末次平蔵の投資・融資法—」石見銀山歴史文獻調査団編・脇田晴子監修『石見銀山』研究論文篇、思文閣出版、一九六一—二一一頁、二〇〇〇年。

- (11) BRAH, Legajo-7239(2), ff.381-481.

- (12) 高瀬弘一郎「マカオのサンタリオ」『キリシタン時代の文化と諸相』一〇六一—二二頁、八木書店、二〇〇一年。

- (13) 注(12)、二二七頁。

- (14) BOXER, C.R., *The Great Ship from Amacora*, p.137 (fn.290), Centro de Estudos Históricos Ultramarinos, 1959.

- (15) チースリック・フベルト『キリシタン時代の邦人司祭』キリシタン文化研究会、四二五—四二六頁、一九八一年。
- (16) 「二六四年二月三〇日付、マカオ発、ヴァレンティン・カルヴァーリョのイエズス会総会長宛て書翰」『イエズス会と日本』二、一七四—一七六頁、岩波書店、一九八八年。
- (17) 東京大学史料編纂所『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(下)、一六三—一六四頁、一九七六年。
- (18) 注(17)、五〇頁。
- (19) 注(17)、七一頁。
- (20) 注(14)、一四二頁。
- (21) BRAH, Legajog-7239(2), ff.430v-432. それぞれの人名のアルファベット表記にもとよぎ、比定しうるもののみ、便宜上漢字を付与した。
- (22) ナカヤ宛て書状中に、'E somente sempre tenho saudades de V.M. e tornara em dias de minha vida de ver a V.M. nessa terra. (常に私は貴殿のことを懐かしみ、私の生涯ぶつこの日にか貴殿にかの地〔長崎〕で再会するために帰国いたしましたしゅう)とあるため、ナカヤとサントスは旧知の間柄であったと考えられる。
- (23) BRAH, Legajog-7239(2), f.423.
- (24) BRAH, Legajog-7239(2), f.427.
- (25) 注(14)、一一四—一一五頁。
- (26) 八百啓介「長崎奉行竹中重義について—近世初期外交政策に関する一考察—」『九州史学』第八〇号、二九頁—四五頁、一九八四年。
- (27) BRAH, Legajog-7239(2), ff.435-436.
- (28) 竹中源三郎某。『史料綜覧』卷一七、三九頁、寛永十一年二月二二日の条。浅草海禅寺にて切腹。
- (29) 竹中筑後守重信。出羽秋田に配流された。『史料綜覧』卷一七、三九頁、寛永十一年二月二二日の条。東京大学史料編纂所『日本関係海外史料 オランダ商館長日記』訳文編之一(上)、九五頁、一九七六年。
- (30) 注(14)、九八頁。
- (31) 『平戸オランダ商館長の日記』第二輯、五一—五二頁、岩波書店、一九六九年。
- (32) BRAH, Legajog-7239(2), f.419.
- (33) BRAH, Legajog-7239(2), f.430.
- (34) BRAH, Legajog-7239(2), ff.433,437,434-434v.
- (35) BRAH, Legajog-7239(2), f.414v.
- (36) BRAH, Legajog-7239(2), ff.383-384v.
- (37) BRAH, Legajog-7239(2), ff.409-409v.
- (38) 五野井隆史「リスボン市在国立トール・ド・トンボ文書館収蔵「モン・スーン文書 Livro das Monções」について」『東京大学史料編纂所所報』第一号、一〇—三〇頁、一九七六年。箭内健次編「トルレ・ド・トンボ文書館所蔵「モン・スーン文書」所収日本関係文書目録」『史淵』第八十三輯、一一—一九頁、一九六〇年。
- (39) SANTOS, Isau, Macau e o Oriente nos Arquivos Nacionais Torre do Tombo, Instituto Cultural de Macau, 1995.
- (40) BOXER, C.R., "Portuguese Commercial Voyages to Japan Three Hundred Years Ago", *Portuguese Merchants and Missionaries in Feudal Japan, 1543-1640*, Chap.III, pp.27-78, Variorum, 1986.
- (41) Arquivos Nacionais Torre do Tombo, Livro35, Livro das Monções ou Documentos Remetidos da Índia, f.286v.
- (42) Arquivos Nacionais Torre do Tombo, Livro38, Livro das Monções ou Documentos Remetidos da Índia, ff.197v-198.
- (43) 一六一七年、一六二〇年、一六三〇年、一六三一年、一六三四年のカピタン・モール。ポルトガル北部ブラガンサ出身。
- (44) この時の長崎奉行所ポルトガル語通詞は、ルイス・タヴァレスのほか三人(アントニオ・カルヴァーリョ、アントニオ・ノゼテ、ペロ・ロドリゲス)確認される。BRAH, Legajog-7239(2), ff.429-429v.
- (45) 注(14)、三三四頁。
- (46) BRAH, Legajog-7239(2), ff.429v-430v.
- (47) 商務員と訳出される。日本航海の中ではカピタン・モールに次ぐ地位で、長崎での商取引の責任者。

- (48) BRAH, Legaj09-7239(2), f.429.
- (49) BRAH, Legaj09-7239(2), f.421.
- (50) マカオの聖パウロ学院にはコロアネ島の聖フランシスコ・ザビエル教会から移管された日本人の遺骨五人分が納められており、マカオで死亡した小西ヤコブ等の名が確認できる。TEIXEIRA, Manuel, 'The Japanese in Macau, Review of Culture no.20, pp.154-172.
- (51) 山本博文「ポルトガル人追放令の特質」『鎖国と海禁の時代』九三—一〇二頁、校倉書房、一九九五年・同『寛永時代』吉川弘文館、一九八九年。
- (52) 『徳川禁令考』第六十一巻。
- (53) 一揆発生当時、江戸へ赴いていたポルトガル人使節カステロ・ブランコ等は捕えられ、監禁された。
- (54) 五野井隆史『日本キリシタン史の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、三二八頁、三四三頁、三四四—三七三頁。
- (55) 本稿第二章二節。
- (56) 『通航一覽』巻之百九十二、一五〇—一五二頁。
- (57) 『大日本史料』第十二編之十三、慶長十八年十二月十九日条。
- (58) 『大日本史料』第十二編之九、慶長十七年七月一日条。
- (59) 五野井隆史『徳川初期キリシタン史研究 補訂版』吉川弘文館、一九九二年、一九五頁。
- (60) 五野井注(54)前掲書、二〇一—二〇三頁。
- (61) 注(14)、一一三頁。
- (62) ボクサー氏は典拠として *Bibliotheca Missionum*1600—1699 (Herder, 1964) 中の一三八七号書翰を挙げている。
- (63) 本稿第二章四節。注(42)参照。
- (64) 五野井前掲書注(54)、三六三頁。
- (65) チースリック・フベルト「クリストヴァン・フェレイラの研究」『キリシタン研究』第二六輯、八一—一六五頁、一九八六年。
- (66) BRAH, Legaj09-7239(2), ff.429-429v..
- (67) BRAH, Legaj09-7239(2), ff.429v-430v..